

## 韓国知的財産権関連年次レポート

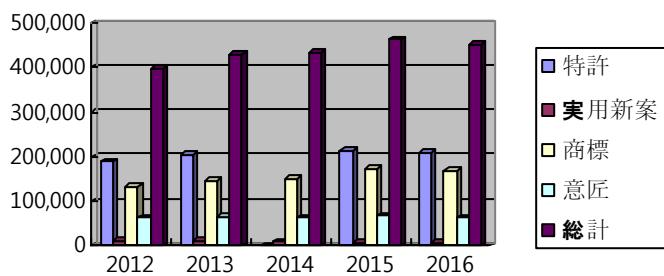
### I. 直近5年間の該当国の知的財産に関する出願、登録数等の統計情報

2016年から最近5年間の韓国における知的財産権に関する統計情報は次のとおりです(ご参考までに、日本中小企業の出願及び登録に関する統計資料は見つかりませんでした)。

#### 1. 出願統計

##### イ. 韓国総出願統計

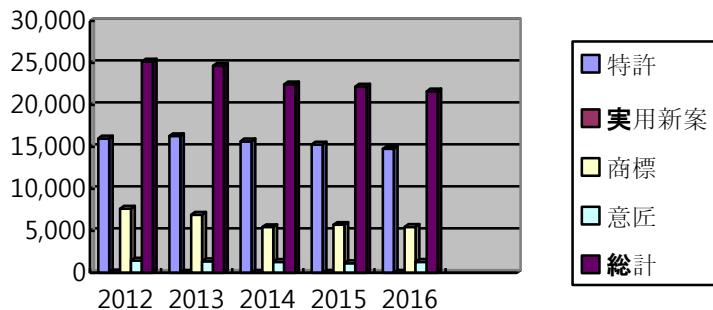
年度	特許	実用新案	意匠	商標	総計
2016	208,830	7,767	64,678	170,347	451,622
2015	213,694	8,711	67,326	172,512	462,243
2014	210,292	9,184	64,345	150,226	434,047
2013	204,589	10,968	66,940	147,667	430,164
2012	188,915	12,424	63,135	132,522	396,996



##### ロ. 日本出願統計

年度	特許	実用新案	意匠	商標	総計
2016	14,773	32	1,037	(1,324)	3,096
2015	15,283	29	931	(1,153)	3,185
2014	15,653	35	1,151	(1,311)	3,131
2013	16,299	44	1,306	(1,391)	3,810
2012	16,004	48	1,427	(1,470)	4,288

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準

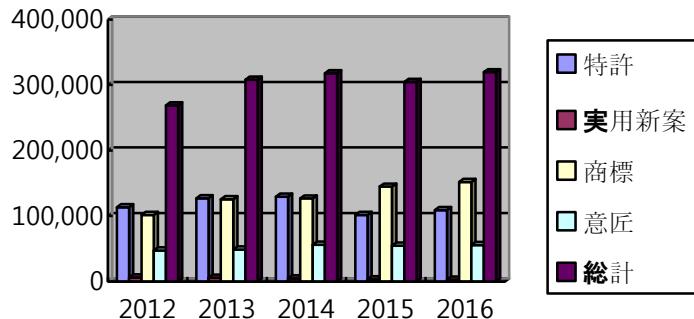


## 2. 登録統計

### 1. 韓国総登録統計

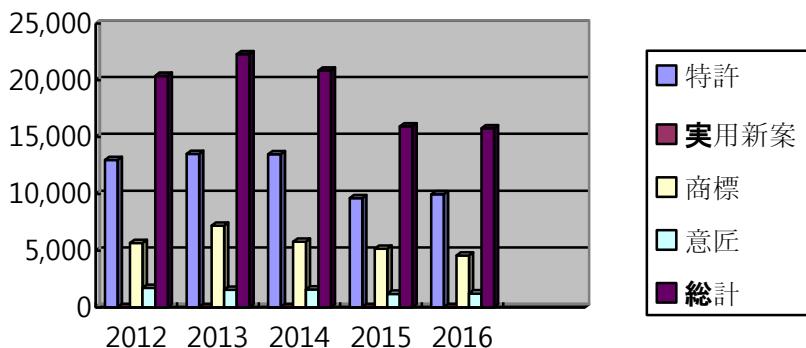
年度	特許	実用新案	意匠	商標	総計
2016	108,875	2,854	55,602	(55,621)	119,255
2015	101,873	3,253	54,551	(54,689)	114,747
2014	129,786	4,955	54,010	(56,332)	99,791
2013	127,330	5,959	47,308	(49,039)	100,094
2012	113,467	6,353	46,146	(47,670)	77,903

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



### 2. 日本登録統計

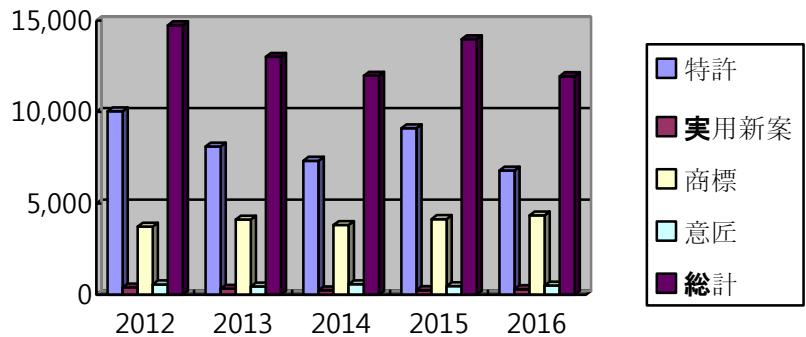
年度	特許	実用新案	意匠	商標	総計
2016	9,962	14	1,225	(1,225)	2,606
2015	9,615	16	1,187	(1,199)	2,958
2014	13,499	19	1,513	(1,567)	3,247
2013	13,514	36	1,473	(1,546)	4,107
2012	12,980	12	1,671	(1,718)	3,128



### 3. 審判統計

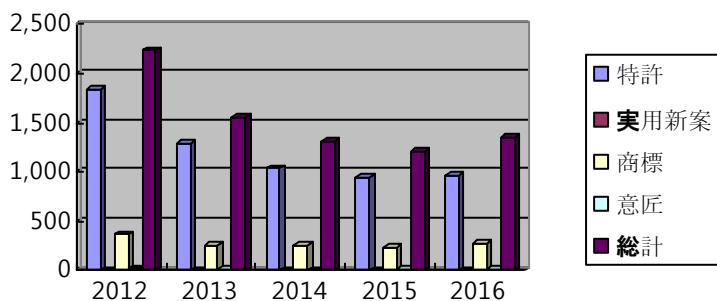
#### イ. 韓国総審判統計

年度	特許	実用新案	商標	意匠	総計
2016	6,796	306	4,346	512	11,960
2015	9,112	252	4,145	477	13,986
2014	7,335	251	3,823	572	11,981
2013	8,111	336	4,113	454	13,014
2012	10,039	402	3,737	569	14,747



#### ロ. 日本審判統計

年度	特許	実用新案	商標	意匠	総計
2016	961	0	269	8	1,352
2015	953	0	230	20	1,203
2014	1,036	2	252	3	1,305
2013	1,283	2	256	13	1,554
2012	1,842	3	366	23	2,234



#### 4. 審査期間

権利	審査期間	登録決定日
特許、実用新案	審査請求日から10~12ヶ月	審査請求日から10~12ヶ月(拒絶査定等がない場合)
商標	出願日から6~7ヶ月	出願日から9~11ヶ月(拒絶査定等がない場合)
意匠	一部審査出願：出願日から3~4ヶ月 審査出願：出願日から4~5ヶ月	一部審査出願：出願日から7~8ヶ月 審査出願：出願日から9~10ヶ月

## II. 直近1年間の注目判例等の紹介・解説

### 1. ‘購買注文管理処理業’と‘購買代行業’は類似する

#### [基本情報]

事件番号：特許法院 2017. 10. 27. 2017ホ3997 判決

#### [事件の概要]



原告は被告を相手取って本件登録商標( SPC )に対する登録無効審判を請求しましたが、特許審判院は、「標章は類似するが、指定サービス業は類似しない」ことを理由に原告の審判請求を棄却する審決を下しました。原告はこの審決を不服とし、特許法院に審決取消訴訟を提起しました。

〈本件登録商標〉	〈先登録商標〉
指定サービス業：購買注文管理処理業(第35類)	指定サービス業：購買代行業(第35類)
	SPC KOREA LINE

#### [判決の要旨]

サービス業の類否は、提供されるサービスの性質や内容、提供手段、提供場所、サービス業の提供者及び需要者の範囲等の取引実情等を考慮して、一般取引の通念にしたがい判断しなければならない。このような趣旨にもとづいてみると、「購買注文管理処理業」と「購買代行業」は類似するサービスに該当する。

即ち、「購買注文管理処理業」と「購買代行業」は、物流の流れがサービスを提供する当事者の間にあるか否かにのみ差があり、商品及び供給先の選定、交渉を通じた購買条件の決定等、企業の購買部署で共通的に遂行される業務なので、互いに類似する。従って、両標章及びサービス業は類似するので、「購買注文管理処理業」に関する本件登録商標の登録は無効とする。

#### [本判決に対するコメント]

インターネットショッピングモール市場が大きくなるにしたがい、他人の購買を代行または処理するサービスに関する市場を先占するための商標出願も増加しています。このような状況に鑑みて、本判決では、「購買注文管理処理業」と「購買代行業」は類似群コードは異なっても実質的に類似するサービスであることを認めています。類似群コードにとらわれず、具体的な混同可能性を検討し、両サービスは類似するとしている点で、妥当な判決であると考えます。日本の中小ベンチャー企業も自身の業がうまく表現されるようにサービス名称を具体化して商標登録を受ければ、企業競争力を高めることができると思われます。

## 2. リアリティ放送プログラムフォーマットの著作物性を認める

#### [基本情報]

事件番号：大法院 2017. 11. 9. 宣告 2014ダ49180 判決

#### [事件の概要]

原告が製作した映像物は、パートナーを求める男女が一週間一緒に生活しながら、気に入っ

たパートナーを探すフォーマットとして制作されたプログラムでした。ところで、被告側がこれと類似するフォーマットの映像物を制作するや、原告が自身の映像物の著作権を侵害したとして訴訟を提起した事件です。本件では、具体的な台本なしに出演者等により作られるリアリティ放送プログラムに対しても、著作物性が認められるかがイシューとなりました。

#### [判断の要旨]

具体的な台本なしにおおよその構成案のみにもとづき、出演者等により表出される状況を盛り込み制作される、いわゆるリアリティ放送プログラムも著作物としての創作性があれば、著作物として保護されることができる。

リアリティ放送プログラムの創作性の有無を判断する際には、当該プログラムを構成する個別要素それぞれの創作性以外にも、それらの個別要素が一定の制作意図や方針によって選択・配列されることによって具体的に調和することで、当該プログラム自体が他のプログラムと区別される創作的個性を有し、著作物として保護される程度にいたっているかも考慮する必要がある。

これを総合的に判断するとき、原告のプログラムは作物性が認めら、被告のプログラムは原告のものと類似するので、被告が原告の著作権を侵害したことが認められる。

#### [本判決に対するコメント]

台本がなく、おおよその構成案のみにもとづき制作されるリアリティ放送プログラムであるとしても、「人間の思想又は感情を表現した創作物」として、作者自身の独自的な表現が込められているなら、著作権が発生するということができるはずです。このような点で、原告のリアリティ放送の著作物性を認め、これと類似する方式で進められる被告の放送物に対し、著作権侵害を認めた点で妥当な判決であると考えます。

### 3. 侵害者の限定利益にもとづき商標権侵害額を算定する

#### [基本情報]

事件番号：特許法院 2017. 5. 19. 宣告 2016ナ1370 判決

#### [事件の概要]

商標権者 ミキホールディングス株式会社が、ミキコリア株式会社を相手取って提起した商

標権侵害による損害賠償請求訴訟であり、被告が賠償すべき賠償額は限界利益(侵害行為により得た収益から、侵害製品の製造・販売に要した変動費用(原料、人件費、その他経費の増加分)を控除したもの)にもとづき算定されるべきか、それとも純利益(侵害行為で得た収益から変動費用と固定費用(減価償却費、一般管理費等)を控除したもの)にもとづいて算定されるべきかがイシューとなりました。

#### [判決の要旨]

純利益は、限界利益から固定費用を控除した金額であり、固定費用は生産量の変動にかかわりなく不変的に支出される費用なので、侵害行為との牽連性が認められにくい。従って、損害賠償額を算定するときには、侵害者の純利益ではなく、侵害者の限界利益を基準として算定しなければならない。

また、被告が本件商標の使用を中断した後にも、被告会社の売上高が増加している点、被告の車イス製品は本件商標の使用とは関係なく、イス商品の品質、技術、商標以外の信用等が寄与している部分が大きいという点等を総合的に考慮するとき、侵害行為期間に発生した被告の限界利益のうち、15%に該当する金額を損害賠償額として算定することが妥当である。

#### [本判決に対するコメント]

商標権侵害による損害賠償額は、「限界利益」を基準に定めなければならないことを明確にしている点で意義のある判決です。限界利益を基準に損害賠償額を算定する場合、「純利益」を活用する場合よりも損害賠償額が大きくなるので、商標権者に有利になります。また、侵害者の限界利益のうち、商標権寄与率15%に該当する金額のみを損害額として算定した点も興味深いといえます。

一方、1審よりも2審での損害賠償額が増額している点を考慮するとき、今後も商標権侵害訴訟があった場合、権利者により有利に損害賠償額が算定される判決が増えるものと思われます。

#### 4. 商標出願 “QLED” は ‘スマートフォン等’ に対し識別力がない

#### [基本情報]

事件番号：2017. 9. 14. 宣告 2017ホ1090 判決

### [事件の概要]

特許審判院が下した「原告の出願商標 ‘QLED’ は、指定商品の品質、性質等を普通に使用する方法で表示した商標なので、登録を受けることができない」という審決に対し、原告が不服した事件です。

### [判決の要旨]

〈本件出願商標〉
指定商品：スマートフォン、携帯用ソフトウェア、テレビ用LEDディスプレイ等(第9類)
QLED

‘QLED’ は ‘有機発光ダイオード(Organic LED)’ の略語として、‘テレビ用LEDディスプレイ、携帯電話、コンピューター用モニター、スマートフォン等’ の取引社会にて、指定商品の材料等を表示する用語として相当に広く使用されているだけでなく、取引社会にて誰もが使用する必要が認められるので、公益上特定人をしてこれを独占的に使用させることは適切ではない。従って、本件出願商標に対する拒絶決定をそのまま維持した本件審決は適法なので、その取消を求める原告の本件に対する請求を棄却する。

### [本判決に対するコメント]

本件出願商標 “OLED” は、本件審決日ごろには指定商品であるテレビ用LEDディスプレイ、携帯電話等の材料等を表示する用語として広く使用されており、相当数の一般需要者もそのような意味で認識していたか、認識していた可能性があるので、その識別力を認めない本判決は妥当なものと考えます。

## III. 2017年改正デザイン保護法の紹介

2017年3月21日に改正された韓国デザイン保護法が、同9月22日から施行されています。改正デザイン保護法の主要改正内容は、1) 新規性喪失の例外主張期間の延長及びその主張時期の拡大、2) 優先権主張書類の認定範囲の拡大、3) 罰金刑の整備等であり、その詳細は次の通りです。

## 1. 新規性喪失の例外主張期間の延長

新規性喪失の例外とは、デザイン出願前に国内外に公知又は公然と実施され新規性を喪失したデザインであっても、一定要件下にて新規性を喪失していないものとして扱うことをいいます。新規性喪失の例外主張と関連して、現行デザイン保護法(2014年7月1日施行法)では、次の三つの要件を満たす場合、新規性喪失の例外と認め、新規性及び創作性を判断する規定を適用するにあたり、デザインが公知されなかったものと見なしています(現行デザイン保護法第36条第1項)。

- ① デザイン出願前に国内又は国外で公知又は公然と実施、又は頒布された刊行物に掲載されたか、電気通信回線を通して公衆が利用したデザインを対象とする。
- ② デザインが公知された当時、そのデザインに対しデザイン登録を受けることのできる権利を持った者が出願しなければならない。もし、公知後に権利の承継があった場合には、権利を承継した者が出願しなければならない。
- ③ 公知された日から6ヶ月以内にデザイン出願しなければならない。「6ヶ月以内」とは「最初の公知日から6ヶ月」を意味するので、デザインの最初の公知後に何度か公知されたり、刊行物に掲載されたとしても、最初の公知日から6ヶ月以内の出願であれば、新規性喪失の例外規定を適用することができる。

‘6ヶ月’に制限したのは、審査手続の安定及び公知事実を信頼する第三者の不測の被害を防止するためでしたが、市場の反応をみるために出願前にデザインを広告又は広報し、消費者の反応がよいことを確認した上でいざ出願しようとすると、デザインの公知から6ヶ月が過ぎてしまうことが多く、この期間を延長してほしいという要請が以前からありました。

このような要請を受け入れ改正デザイン保護法では‘6ヶ月’を‘12ヶ月’に延長しました。これにより2017年9月22日以降は、デザインが公知された日から6ヶ月が経過したとしても、12ヶ月以内に出願されていれば、新規性喪失の例外規定の適用を受けられるようになりました。

## 2. 新規性喪失の例外主張の時期拡大

現行デザイン保護法によれば、新規性喪失の例外を主張する者は、i) 出願書の提出時だけでなく、ii) 審査官の拒絶理由通知に対する意見書提出時、iii) 異議申立に対する答弁書提出時、iv) 無効審判に対する答弁書提出時に、新規性喪失の例外主張の趣旨を記した書面と

これを証明する書類を特許庁長又は特許審判院長に提出することができます(現行デザイン保護法第36条第2項)。

ところで、これでは出願人が出願時に新規性喪失の例外主張をできず、審査段階で審査官の拒絶理由通知もない場合、出願人は出願段階にて新規性喪失の例外主張をする機会を得ることができず、さらに、デザインの登録後に異議申立又は登録無効審判請求がなければ、権利者はこれ以上新規性喪失の例外主張及びその証明書類を提出する機会を得ることができなくなります。

このような問題点を改善するために、改正デザイン保護法では第36条第2項 ii)号を‘第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定の通知書発送前まで’に改正した。これにより出願人は拒絶理由通知がなくても、登録決定以前であれば審査段階にていつでも新規性喪失の例外手続を踏むことができるようになり、新規性喪失の例外を主張する手続が大幅に緩和されたといえます。

### 3. 優先権主張書類の認定範囲拡大

条約により大韓民国国民に出願に関する優先権を認める当事国の国民が、当該当事国又は他の当事国に出願した後、同一デザインを大韓民国にデザイン出願して優先権を主張する場合、新規性、創作非容易性、拡大された先出願、先出願規定を適用するにあたり、当該当事国又は他の当事国への出願日が大韓民国への出願日とみなされます(現行デザイン保護法第51条第1項)。

また、優先権を主張しようとする者は、優先権主張の基礎となる最初の出願日から6ヶ月以内に出願しなければならず、出願日から3ヶ月以内に最初に出願した国家の政府が認める出願年月日を記した書面及び図面の謄本を特許庁長に提出しなければなりません(現行デザイン保護法第51条第2項乃至第5項)。

ところで、この場合、優先権主張が認められるためには、最初に出願した国家の政府が認証する書類であるデザイン登録出願の年月日を記した書面及び図面の謄本を提出しなければならない煩わしさがありました。そこで、改正デザイン保護法では、出願人の便宜を考慮し、産業通商資源部令で定める国家に限り、「最初に出願した国家のデザイン登録出願の出願番号及びその他に出願を確認しえる情報等、産業通商資源部令で定める事項を記した書面」で代替できるように改正しました。既に上記と同一の規定により、韓日特許庁間では特許出願に関する優先権書類を電子的に交換し、優先権証明書類を別途に提出しておらず、9月22日からはデザイン出願の場合もこれと同一に運営されています。

## 4. 罰金刑の整備

### イ. 偽証罪

現行デザイン保護法によれば、宣誓した証人、鑑定人等が特許審判院に対し嘘の陳述、鑑定又は通訳をした場合、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金刑に処することができるようになりますが、改正デザイン保護法では、「1千万ウォン以下の罰金」が「5千万ウォン以下の罰金」に大幅に上向き調整されました（改正デザイン保護法第221条）。

### ロ. 虚偽表示の罪

現行デザイン保護法にて、デザイン登録されたものではない物品等にデザイン登録表示等をしたり、これと混同しやすい表示をした者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処すと規定していますが、改正デザイン保護法では、この場合も罰金を2千万ウォン以下から「3千万ウォン以下」に改正しました。

### ハ. 虚偽行為の罪

現行デザイン保護法によれば、虚偽やその他の不正な行為によりデザイン登録又は審決を受けた者は3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処すとしていますが、改正デザイン保護法では2千万ウォンの罰金が3千万ウォンに上向き調整されています。